

11月17日(月)、指定都市市長会が開催する 「第63回指定都市市長会議」に福田市長が出席しました

第63回指定都市市長会議に福田市長が出席し、国への要請として4件が採択されました。

1 開催日

令和7年11月17日(月)

2 開催場所

都市センターホテル(東京都千代田区平河町2丁目4番1号)

3 採択した国への要請

- (1) 火葬場の整備等に対する支援に関する指定都市市長会要請
- (2) 新たな『ヒト・モノ・カネ・情報』の循環を生み出す地域交通・まちづくりに関する指定都市市長会要請
- (3) 予防接種制度の円滑な実施に向けた指定都市市長会要請
- (4) 所有者不明空き家・空き地の解消に向けた指定都市市長会要請

※ 詳細は、別添資料を御覧ください。

※ 要請文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先
川崎市総務企画局都市政策部
広域行政担当 すえしげ 末繁
電話 044-200-0057

火葬場の整備等に対する支援に関する指定都市市長会要請

高齢化の進展に伴い、全国的に火葬需要が増加しており、今後、本格的な多死社会の到来により、更なる需要の増加が見込まれている。特に、都市部を中心とした多くの地方自治体では、急激な需要増加により、火葬供給能力を超えることが懸念されるとともに、火葬場の老朽化も深刻であることから、火葬場の新增設、建て替え、改修、炉等の設備の更新など、火葬場の整備等が喫緊の課題となっている。

また、火葬場は耐久性や専門性の高い設備等が求められることに加え、近年の建設費用の高騰等により、整備等には多額の費用を要するが、一般廃棄物処理施設（焼却施設）や終末処理場などの他の公衆衛生施設の整備と異なり、国による財政支援制度がないため、地方自治体の大きな負担となっている。

しかしながら、国は、火葬場の整備に対する地方自治体への財政支援について、法令上規定されていないことや火葬場が全国的に不足している認識はないことなどを理由に、否定的な見解を示している。一方で、国は、原則として、地方自治体が火葬場の経営主体となることや、公衆衛生の確保に加え、持続性や非営利性を確保すること等を求めており、実態としても、多くの火葬場が公設公営であるなど、法令上の規定はないものの、事実上、地方自治体が整備や運営をせざるを得ない状況となっている。

都市部を中心に急激な火葬需要の増加が見込まれる中、火葬場は他の公衆衛生施設と同様に、市民生活及び公衆衛生の確保のために必要不可欠な施設であることから、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

地方自治体による火葬場の整備等について、補助制度を創設するなど必要な財政措置を早急に講ずること。

また、火葬場の整備等に係る国と地方自治体の役割分担や、地方自治体が担うべき事務・権限に見合った財政支援に関しては、本来法令により明文化すべきものであることから、関係法令の整備に関しても併せて進めること。

なお、財政措置及び関係法令の整備に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な整備・運営形態を認めること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

新たな『ヒト・モノ・カネ・情報』の循環を生み出す 地域交通・まちづくりに関する指定都市市長会要請

人口減少や少子高齢化が進行し、利用者の減少や運転士不足が深刻化する中で、将来にわたり持続可能な公共交通を実現していくためには、事業者等が安定した経営基盤のもと、利用者目線でのサービスを提供していくことが必要である。

国の補助制度は、公共交通の維持に不可欠なものであり、今後もその役割の重要性は益々高まるものと考えられるが、特に、幹線補助やフィーダー補助については、補助要件や算定の単価などが地域の実態に即していないこと、「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトについては、実証運行の中で多様な取組を行うに当たり対象となる経費や期間が限定的であることなどの課題があるほか、運転士不足対策については、多くの地方自治体が事業者と共同で運転士の処遇改善やイメージアップ、自動運転の導入に取り組んでいるが、その財源確保等に苦慮している状況である。

また、ヒト・モノ・カネ・情報の好循環を生み出し、将来にわたって、近隣市町村も含めた都市圏域全体の活力の維持・向上を図っていくためには、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築が重要である。そこで、公共交通をこれまでの事業者間の「競争」を原則としていたものから、道路と同様に社会インフラと捉えた上で、地域住民や産業・教育・福祉・医療・都市計画などの他の分野とも連携しながら「協調」して運用するものへと舵を切り、まちづくりと一体的に持続可能なものとしていく必要があり、そのためには、地方自治体と事業者が協働・協調した取組が重要である。

これらを踏まえ、「事業者等への支援」及び「まちづくりと交通」に関して、指定都市市長会として下記のとおり要請するものである。

記

1 事業者等への支援に関して

- (1) 幹線補助やフィーダー補助について、地域の実態に即した補助対象路線の拡大、単価の設定や地域区分の細分化を図るとともに、補助上限額の引上げなど条件を緩和すること。
- (2) 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトを活用した運行施策の中で利用促進のため運賃割引などの取組に挑戦できるよう補助対象経費の拡充等を行うこと。
- (3) 地域旅客運送サービス継続事業など各種計画の策定・改定が要件となっている補助金の申請手続きの簡素化・柔軟化や、路線維持のための新たな支援制度の創設を行うこと。
- (4) 運転士不足対策として、バス運転手の確保に向けた処遇改善や環境整備、自動運転の導入に対する支援を強化するとともに、地域住民などが移動の担い手となるためのインセンティブ付与等の仕組みづくりを検討すること。

2 まちづくりと交通に関して

- (1) 交通結節点（モビリティハブ）の整備に向けたガイドラインの策定などの技術的支援や、整備に対する財政的支援を行うこと。
- (2) 交通事業者と地方自治体との共創による取組を後押しするため、車両やバスターミナル等を含むインフラ施設整備等に係る予算の拡充（社会資本整備総合交付金）や官民連携組織に対する支援制度を創設すること。
- (3) 交通施設とまちづくりを地域全体で有機的に連携させるため、鉄道駅の機能向上や運賃制度のシームレス化、市民等の行動変容を促す利用促進策など、モード間の垣根を超えたハード・ソフト両面での取組に対する財政的・制度的支援を行うこと。

令和 年 月 日
指 定 都 市 市 長 会

予防接種制度の円滑な実施に向けた指定都市市長会要請

予防接種は、感染症の予防及びまん延を防止する上で、最も基本的かつ有効な対策の一つであり、国民の生命と健康を守る重要な手段であることから、市町村間の財政力・政策の違いや接種希望者の経済的状況により、接種できない国民が生じないように、等しく接種できる制度設計が必要である。

こうした前提のもと、指定都市市長会は、令和7年5月26日付け「予防接種制度の充実と財源措置に関する指定都市市長会要請」において、新型コロナワクチン等の定期接種に係る国費による支援や定期接種に係る財源措置の拡充等について要請してきたところである。

しかしながら、令和6年度末に国費による助成が終了した新型コロナワクチン定期接種については、令和7年5月の要請後、国による特段の対応もないままに令和7年度の定期接種が開始され、各市町村における自己負担額に大きな格差が生じるという、危惧されたとおりの事態を招いている。

また、令和6年度の新型コロナワクチン定期接種の接種率は、多くの市町村でインフルエンザワクチン定期接種の接種率と比較して著しく低い水準となっているが、令和7年度は自己負担額が令和6年度と比べ2倍以上となる市町村も存在している。このような中では、接種率のさらなる低下が想定され、冒頭に示した予防接種の実施目的を果たすことは困難になるものと考ええる。

加えて、国においては、高齢者に対する新たな肺炎球菌ワクチンの適用や男性へのHPVワクチンの接種等についても議論が進められているが、市町村はこうした動きに迅速かつ的確に対応しながら、公平かつ安定した接種機会を提供していく必要があることから、国による早期の情報提供や意見聴取、支援等が必要不可欠である。

こうしたことを踏まえ、予防接種制度の円滑な実施に向けて、指定都市市長会として下記のとおり要請するものである。

記

1 定期接種に係る早急な財源措置の拡充について

新型コロナワクチンを始めとした近年定期接種化された各種ワクチンの接種費用は、インフルエンザワクチン接種等と比較して高額な水準となる傾向にある。自己負担額が高額となることで接種希望者が接種を断念することが懸念されるため、国の責任において、希望する全ての接種対象者が等しく接種することができるよう、国庫補助制度へ見直した上で補助額の拡充を行うなど、更なる財源措置を早急に行うこと。

2 定期接種化等に係る実施内容の早期提示・意見聴取・支援等について

近年、新たな予防接種の定期接種化や経過措置など、予防接種施策に係る変化が多い中、関係機関との調整や対象者への周知をはじめ、市町村においては多大な負担が生じている。

国において議論されているワクチン接種について、定期接種化などの制度変更がある場合は、ワクチン接種の開始までに、市町村が十分な準備期間を確保できるよう、実施内容を早期に提示するとともに、必要な意見聴取や財政措置を確実に行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会

所有者不明空き家・空き地の解消に向けた 指定都市市長会要請

近年、全国的に空き家・空き地が増加し、中でも相続放棄等による所有者不明の空き家・空き地が問題となっている。この解決策の一つとして期待されるのが所有者不明土地建物管理制度であるが、以下の課題があり、利用が進んでいない。

本制度は、市町村長等による請求に基づき、裁判所に選任された管理人が、所有者不明の土地・建物の管理や売却を行うものであり、請求時に予納金の支払が求められる。土地・建物を売却した場合、その代金は管理に要した費用等に充てられ、請求時に支払った予納金は返還されることとなる。その上で、売却代金の残余がある場合は法務局へ供託され、不明所有者による請求権の時効（10年）が完成した後、供託金は国庫に帰属する。

このように、市町村が人的資本、予算を投入して地域の空き家・空き地対策に取り組んでいるにもかかわらず、本制度では市町村に売却代金の残余が一切還元されない状況となっている。また、周辺への悪影響が大きく、管理人による解体除去が必要となる空き家については、市町村が多額の予納金を負担しなければならない、このような状況は、市町村による積極的な制度利用を阻害する原因となっている。

これらの課題を解消し、空き家・空き地対策を一層推進していくためには、売却代金の残余に相当する金額を、他案件の予納金負担に充当できるようにする等、市町村の財政負担を軽減する仕組みに改善することが必要である。

もともと、供託金自体を市町村に帰属させることは、不明所有者の財産権を侵害するおそれがあることから困難であると認識しているが、国が供託金と同額を市町村へ拠出する等の措置は可能と考える。

また、所有者不明土地建物管理制度のほか、不在者財産管理制度や相続財産清算制度においても同様の課題が生じていることから、これらの制度においても、国による財政支援の仕組みが必要である。

以上を踏まえ、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

市町村長が請求した、所有者不明土地建物管理事件で生じた供託金について、その同額を国が市町村に拠出する等、財産管理制度の活用により空き家・空き地対策に取り組む市町村の財政負担を軽減し、制度利用を促進するための措置を講ずること。

令和 年 月 日
指定都市市長会